

【 出店者規約 】

総 則

1. NPO 法人 ACA を「当会」という。
 2. 出店者は、本規約の規定を承諾ならびに理解した上で出店を希望し、出店の申込をした。
2. 本規約に反する行為をなし、もしくは違反行為に適切な対応ができなかったと当会が判断した場合には、当会は直ちに出店者の販売行為を中止させることができる。
3. 前項の処置がとられた場合、出店者への出店料返金のほか、当会は如何なる金銭的債務を負わないことを出店者は同意する。

出店証の呈示

1. 出店日に出店証の不所持または紛失その他の理由で、提示できない時は、公的身分証明書の呈示をもって代用することができる。
2. 出店証を紛失した場合は、速やかに文書をもってその旨を当会に申告すること。

3.出店料の支払いを証する振込記録などの文書を提示できない場合は、出店日
受付時に再入金しなければならない。

出店料返金

- 1.「フィリピンエキスポ 2021」が主催者もしくは会場施設管理者の決定によ
ってフリーマーケットの開催が不能になった場合、当会は出店料を返金の義
務を負わない。
- 2.開催日以前もしくは当日に次に掲げる理由等で、当会が自ら中止の決定をな
した場合、当会は出店者に出店料を返金する。
 - a)出店数が少ない。
 - b)天候不順によって、フリーマーケットの開催が困難である。
 - c)開催に影響がでると判断される強風や猛暑。
 - d)当会が自らの過失によって開催が不能となる事態が発生した。
3. 振込をした後に出店者がキャンセルした場合、出店料の返金に応じない。
4. イベントが未開催の時点において、当会がやむえない理由で解散した場
合、振込まれた出店料は返金する。

出店の中止

1. 当規約に反する行為があった場合、違反した出店者はその時点で出店を中止する。
2. 当会の運営(申込時点からイベント終了時まで)に従わない場合は、その事実が発生した時点で出店を中止する。
3. 会場内で、係員の指示に従わない場合も前項と同様とする。
4. 自己のゴミを持ち帰らなかった場合、出展社は、後日、処分費用を負担する。
5. 出店中や行き帰りに、飲酒をした出店者およびその関係者は、事実が発覚した時点で出店を中止し、速やかに会場から撤退する。

自己責任の原則

1. 出店者が使用する自動車の交通違反や事故の処理は、当事者が自己の責任において処理する。
2. 出店者が会場内外の施設等を破損した場合は、当事者の責任において原状復帰する。
3. 会場内外で他の出店者や来場者との間でトラブルや事故が起きたときは、当事者間で解決する。(当会は、仲裁、弁償、補償の責任を負わない。)

出店商品について

- 1.家庭内で通常使用したりリサイクル品に限る。
- 2.食品、酒、薬、ポルノ商品、生き物、自転車、一万円以上の骨董品や宝石、偽ブランド商品などの販売はできない。
- 3.会場で作動確認のできない電化製品は、電話番号記載の領収書を発行し、後日購入者から返金や修理要求があった時は、返金・修理について誠意をもって対応する。
- 4.その他、新品、在庫品、銃器・刃物、法令に反する商品も、出品してはならない。

【 個人情報収集、利用に関する保護指針 】

個人情報の収集

当会は、個人情報を収集するに際し、当会業務に必要な場合に限定し、その利用目的を特定し、目的外利用は行いません。

当会のサービスを提供するために、出店者から取得した住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、出店の約束事などの情報を取り扱います。また、当会は身分証明書のコピーなどからも、出店者の個人情報を取得します。

個人情報の利用

個人情報の利用は、個人情報保護法により認められる事由がある場合を除き、本人の同意がない限り、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

個人情報の利用目的の変更

当会は、変更前の利用目的との関連性や合理性が認められる場合は、利用目的を変更する場合があります。

利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、当会ウェブサイトなどの方法で公表します。